

認定書

国住指第4029号
令和2年3月27日

株式会社 LIXIL
取締役社長 大坪一彦 様

国土交通大臣 赤羽一嘉



下記の構造方法等については、建築基準法第68条の25第1項（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第2条第九号の二〇及び同法施行令第109条の2（20分間の遮炎性能を有する防火設備）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
EB-2695-2
2. 認定をした構造方法等の名称
網入板ガラス入アルミニウム合金製はめ殺し窓
3. 認定をした構造方法等の内容
別添の通り

(注意) この認定書は、大切に保存しておいてください。